

会議報告



企業会計基準委員会 専門研究員

はしもと ひろふみ

橋本 浩史

会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議の概要 (第14回会議)

はじめに

2016年9月29日にロンドンで第14回会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議が開催され、企業会計基準委員会 (ASBJ) からは小野委員長ほかが出席した。議題は次のとおりであった。

- (1) ニュージーランドの資本市場で活動する企業の報告書の利用者における情報ニーズに関する研究報告
- (2) 料金規制対象活動
- (3) 概念フレームワーク
- (4) 事業の定義
- (5) 国際会計基準審議会 (IASB) によるプロジェクトの近況報告とASAFの議題等

本稿では、(2)、(3)及び(4)について、ASBJの発言を中心に議論の概要を紹介する。

料金規制対象活動

IASBは、2014年9月に、ディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」(以下「料金規制DP」という。)を公表した。料金規制DPに対するコメン

トは既に締め切っており、現在、IASBは、寄せられたコメントを踏まえ、料金規制DPの提案の修正の可否を審議している。

今回のASAF会議においては、カナダの会計基準設定主体 (AcSB) 及び韓国の会計基準設定主体 (KASB) から各審議資料が提出され、それらをもとに議論が行われた。

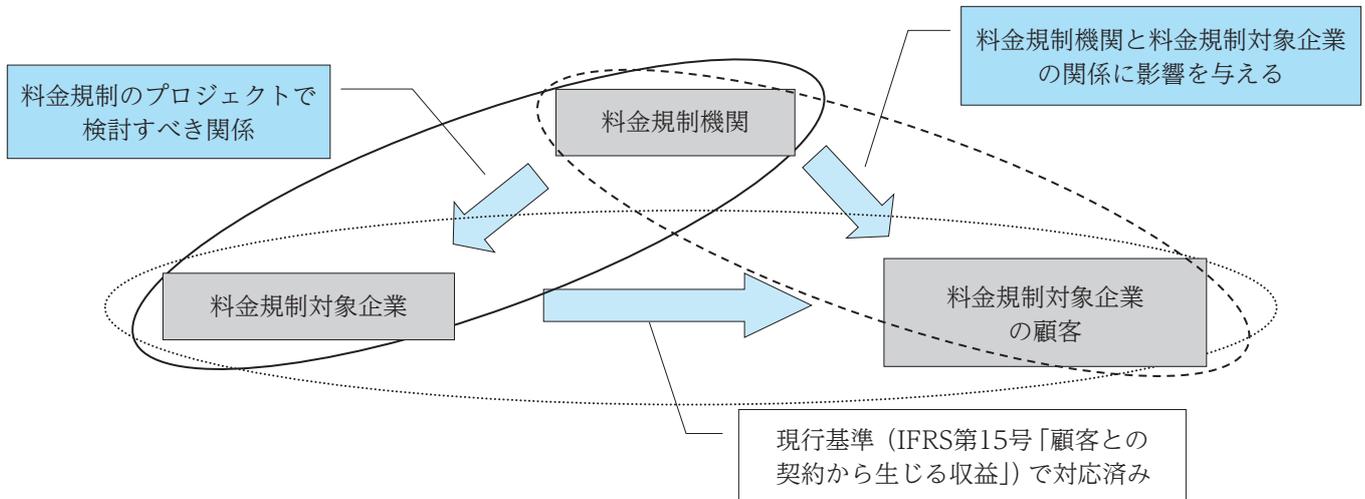
(1) 背景

料金規制DPで定義された料金規制は、料金規制対象企業が料金規制の対象となる供給サービスの持続的な利用可能性を確保した上で、顧客からの要請に応じて当該サービスを提供するものである。同時に、政府 (料金規制機関) と当該企業の間で「規制上の合意」を締結し、供給サービス以外の特定の活動を遂行するという規制上の義務の充足と引き換えに、収益必要額を顧客に請求する権利を与えられている。料金規制DPへのコメントを踏まえてのIASBの議論も、「定義された料金規制」をベースに、料金規制活動に関連する三者の相互関係に着目して進められている (三者の関係については、次頁の [図1] に示している。)

(2) AcSB作成の審議資料の議論の状況

AcSBが作成した審議資料の題名は

[図 1] 料金規制活動に関する三者関係



「料金規制活動の経済的実質を反映した財務情報の意思決定有用性に関する調査結果」となっており、概要は以下のとおりである。

- ① 本調査は、カナダで施行されている料金規制（強制可能な権利又は義務を創出し、規制勘定残高を創出する規制）を前提に、カナダの料金規制対象企業を主たる対象としている。
- ② 料金規制の枠組みが強固なものであるかどうかは、料金規制から発生する権利及び義務の強制可能性に影響を及ぼす。カナダの調査（電力12社に対して2011年から2015年の借方残高を調査）では、規制勘定の借方残高に対する回収不能額の割合は極めて僅少で、不確実性がほばないことが示されている。
- ③ 本資料が提示しているデータは、料金規制活動の経済的実質を反映する財務情報は有用であることを支持しており、これらの情報は利用者が行う意思決定に違いをもたらすものであると結論付けている。

本報告に対し、ASBJからは、カナダの報告書は有用と考える一方で、「定義された料金規制」では対象範囲が狭すぎ

るため、仮に、IASBが料金規制に関する会計基準を開発する場合に、対象範囲に入るかどうかで類似企業間の会計処理が大きく異なってくるのは問題であり、対象範囲を拡大することも検討すべきではないかと発言した。これに対しては、Hoogervorst IASB議長から、定義における対象範囲の区分は重要であると考えている旨のコメントがあった。その他、ASAFメンバーからは、各国・地域での料金規制対象活動に対する対応状況や財務諸表利用者が必要とする情報に関する追加調査を促す旨のコメント等が行われた。

(3) KASB作成の審議資料の議論の状況

KASBが作成した審議資料の題名は「料金規制活動の新しい収益認識モデルの概念的基礎」であり、主に料金規制対象活動や規制資産・負債についてIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」や公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」との比較によって検討が進められている。

上記検討による結論として、料金規制活動には、顧客への財又はサービスを提供する活動（アウトプット活動）に加え、そ

れ以外の活動（インプット活動。例えば、顧客に財又はサービスを提供するために工場等を建設する。）も行うことを料金規制機関から要求されることがあるとし、IFRS第15号第29項の規定を準用して、当該インプット活動は別の履行義務とは考えず、アウトプット活動と結合した上で、インプット活動で建設した資産が費用化されたときに収益必要額を収益として認識することを提案している。

本報告に対しては、ASBJからは特段の発言を行っていない。なお、他のASAFメンバーやIASB出席者からは、「顧客」を個々ではなくポートフォリオとしてとらえる観点の提案や、インプット活動とアウトプット活動の結合自体の議論と収益認識のタイミングを分けて検討すべきであるとの意見等が聞かれた。

概念フレームワーク

IASBは、2015年5月に、公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「概念ED」という。）を公表した。概念EDに対するコメント期間は2015年11月に終了している。現在、IASBは、寄せられたコメントを踏まえ、概念EDの提案に

修正が必要かどうかを審議している。

今回のASAF会議における概念フレームワークの議論は、(1)測定に関するEFRAG(欧州財務報告諮問グループ)ペーパー、(2)測定に関するIASBスタッフによる改訂文案の提案、(3)財務業績(その他の包括利益(OCI))、(4)財務業績及び測定に関するASBJペーパーの4点について行われた。

(1) 測定に関するEFRAGペーパー

本セッションでは、EFRAGが作成したペーパー「測定及び概念フレームワーク」(以下「EFRAGペーパー」という。)について議論された。EFRAGペーパーで示された主な提案は、次のとおりである。

- ① 目的適合性の議論に関して、企業が行う事業活動を考慮する際に、類似した資産が異なる企業にとって異なる役割を果たし、キャッシュ・フロー及び業績報告に結果的に影響を与える場合があることを認識する必要がある。
- ② どのような情報が業績報告目的への目的適合性が最も高いのかを検討する際に、価値の変動をいつ、どこで報告すべきなのかを考慮すべきである。
- ③ (財務業績の観点と財政状態の観点を同等又は並列に扱った上で、)受託責任の観点からどれだけ目的適合性のある情報が提供できるのかを検討し、経営者の業績がより忠実に表現されるのは、価値変動の報告を実現時に行う(すなわち、取得原価を使用すること)なのか、それとも保有期間中に行う(すなわち、現在価値を使用すること)なのかを評価すべきである。
- ④ 場合によっては、財務業績を最も適切に反映する測定基礎と財政状態を最も適切に反映する測定基礎の間に相違がある場合には、その2つの間の

「妥協点」が見つけられるならば当該妥協点を選択すべきであり、見つけられない場合は財務業績と財政状態を異なる基礎で測定し、OCI又は他の場所で調整すべきである。

- ⑤ 取得原価が業績の報告に最も有用な情報を提供すると考えられる場合には、財政状態計算書の目的上の将来キャッシュ・フローの評価のために取得原価が有用な情報を提供するののかも評価すべきである。
- ⑥ 現在価値測定基礎が最も目的適合性の高い情報を提供するという見解に至る場合には、公正価値(市場の視点)と使用価値(企業が予想しているキャッシュ・フローを反映した企業の視点)のどちらが目的適合性のより高い情報を提供するのかを考慮する必要がある。
- ⑦ 現在価値測定が選択されている場合には、資産の単一の特性を、当該資産の保有目的に関係なく測定の決定的要因とすべきかどうかを評価すべきである。

ASBJからは、EFRAGペーパーでの方向性、とりわけ業績報告が測定基礎と密接不可分であるとしている点を支持する一方で、以下の2点について異なる見解を有している旨の発言をした。

- 上記②、③に関連し、価値の変動をいつ報告すべきか考慮する際、「価値の変動」の期間の長短ではなく、「価値の変動」に関する不確実性が不可逆となったか否かで判断すべきである。
- 上記④に関連し、財務業績と財政状態の両観点からの測定基礎に相違がある場合は、妥協点を見出すのではなく、財務業績の観点と財政状態の観点での測定基礎を適切に使い分け、2つの測定基礎が異なる場合、連結環としてOCIを使用すべきである。

他のASAFメンバーからは、EFRAGの提案やその方向性を概ね支持する発言が聞かれた一方で、IASBのスタッフからは、上記④の「妥協点」の含意について質問があった。EFRAGからは、目的適合性について、財政状態の観点から公正価値が歴史的な原価より上回るもの、財務業績の観点からは歴史的な原価が公正価値より上回る場合に、例えば妥協点として歴史的な原価を選択するなど、いずれかに合わせることを意図している旨の回答があった。ただし、具体的な妥協点については会計基準レベルの決定になると考える点や、複数の測定基礎の使用を増やしたいとは考えていない点もEFRAGから同時に説明があった。

(2) 測定に関するIASBスタッフによる改訂文案の提案

概念EDの「測定基礎を選択する際に考慮すべき要因」に関するセクションでは、測定基礎が財政状態計算書及び財務業績計算書の両方において生み出す情報を考慮することが重要であり、測定基礎を選択する際に、①当該資産又は負債が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するのかや、②当該資産又は負債の特徴を要因として考慮することが重要であるとされている。それに対し、概念EDに対するコメントでは、測定基礎の選択の説明が不十分であり、上記の要因の基礎となる原則及び含意を明確にすべきである旨が示された。

IASBスタッフは、今回のASAF会議及び今後のIASBボード会議で議論するため、「測定基礎を選択する際に考慮すべき要因」のセクションの改訂文案を作成した。本セッションでは、改訂文案について議論された。

主な改訂文案のアプローチは、次のとおりである。

- ① 有用な財務情報の質的特性の議論

と整合するように、目的適合性の重要性を強調している(改訂文案6.49A項)。

- ② さまざまな要因を考慮する際の順番を定めておらず、どの要因も、単独で考えた場合に、選択すべき測定基礎について決定的なものとはならないであろうという考え方を強調している(改訂文案6.49B項)。
- ③ 測定基礎を選択する際に、測定基礎が財政状態計算書及び財務業績計算書の両方において生み出す情報を考慮することが重要であるとする提案について、記載場所を見直している(改訂文案6.49C項)。
- ④ キャッシュ・フローを直接に生み出す資産及び負債については、最も目的適合性の高い測定基礎は、公正価値又は使用価値(負債については、履行価値)である可能性が高い一方、事業活動がキャッシュ・フローを間接的に生成するいくつかの資源の使用を伴う場合には、原価に基づく測定基礎が、目的適合性がある可能性が高いとされている(改訂文案6.54A項から6.54C項)。
- ⑤ 測定基礎の目的適合性は、資産又は負債の特徴にも左右される。キャッシュ・フローの変動可能性にさらされているか、又は価値が市場要因又は他のリスクに敏感な資産及び負債については、現在価額が、目的適合性が高くなる可能性が高いとされている。資産又は負債の価値が市場要因又は他のリスクに敏感である場合には、その歴史的な原価は、報告日現在の当該資産又は負債の価値と著しく異なっているかもしれないとされている(改訂文案6.54H項及び6.54J項)。

ASBJからは、主に以下の2点について発言した。

- 改訂文案は単一の測定基礎の使用を前提としているように見えるが、ASBJ

は、常に単一の測定基礎を使用することに目的適合性があるとは考えておらず、現行のIFRSに照らしても、2つの測定基礎を使用することに目的適合性がある場合があると理解している点

- 「複数の目的適合性のある測定基礎」に関するセクションが改訂文案には含まれていないが、公開草案での本セクションの提案を維持するのかどうかを確認したい点

IASBスタッフからは、改訂文案では単一の測定基礎を用いる場合を前提としており、「複数の目的適合性のある測定基礎」に関する文案について、別途、審議を行う予定であるが、基本的に概念EDの提案を維持する予定である旨の回答があった。これに対しては、他のASAFメンバーから特段の発言はなかった。

他の一部のASAFメンバーからは、改訂文案が概念EDやこれまでの提案に比べ改善されている点を評価する意見がある一方で、他のASAFメンバーからは記載内容の網羅性や具体的な判断についてさらに明確化すべきとの意見があった。

(3) 財務業績(OCI)

本セッションでは、IASBスタッフから2016年6月のIASBボード会議で暫定決定された財務業績に関する情報について報告がなされた上で、当該暫定決定について議論された。

2016年6月のIASBボード会議では、IASBは、改訂「概念フレームワーク」において次のようにすることを暫定決定している。

- ① 純損益計算書を当期の企業の財務業績に関する情報の主要な源泉として記述するものの、当該計算書の目的を示すことはしない。
- ② 収益及び費用は純損益計算書に含めるべきであるという原則を示す。ただし、当期の純損益計算書において提供

される情報の目的適合性又は忠実な表現が、資産又は負債の現在価額の変動(一部の項目を除く。)をOCIに含めることによって高められる場合を除く。この原則は、概念EDで提案した純損益計算書の使用に関する反証可能な推定を置き換えるものとなる。改訂「概念フレームワーク」では、これは例外的な状況においてのみ生じることが見込まれると記述することとなる。

- ③ 収益及び費用をOCIに含めることに関する決定は、基準設定の際にIASBのみが行うことのできるものであると記述する。このような決定を行う際に、IASBは、資産又は負債の現在価額の変動を当期の純損益計算書から除外することが、なぜ当該計算書で提供される情報の目的適合性又は忠実な表現を高めるのかを説明することが必要となる。
- ④ 原則として、OCIに含めた収益及び費用は、リサイクリングによって当該期間の純損益計算書の情報の目的適合性又は忠実な表現が高まる場合にリサイクルすべきであると記述すると同時に、リサイクルされない場合があることを記載する。例えば、当該期間の純損益計算書で提供される情報の目的適合性又は忠実な表現を高めるために、リサイクリングを行うべき期間又はリサイクルすべき金額を識別するための明確な基礎がない場合である。
- ⑤ OCIに含めた収益及び費用をリサイクルすべきかどうか、いつリサイクルすべきなのかに関する決定は、基準設定の際にIASBのみが行うことのできるものであると記載する。こうした決定を行う際に、IASBは、リサイクリングが、なぜ当該期間の純損益計算書で提供される情報の目的適合性又は忠実な表現を高めるのかを説明することが必

要となる。

ASBJからは、純損益計算書の目的を削除することを暫定的に決定した結果、純損益算定に関する基礎がなくなってしまい、純損益の実質が変容してしまうことを懸念している旨の発言をした。これに対しては、他のASAFメンバーから特段の発言はなかった。

他のASAFメンバーからは、上記暫定決定に基づいた場合、IFRS第9号「金融商品」での資本性金融商品(公正価値の変動をOCIで認識する場合)について、現状の売却時の処理との整合性への疑問が生じることについてコメント等があった。

(4) 財務業績及び測定に関するASBJペーパー

本セッションでは、ASBJが作成したペーパー「財務業績と測定の連携」(以下「ASBJペーパー」という。)について議論された。ASBJペーパーでは、概念フレームワーク・プロジェクトの経緯を踏まえ、概念フレームワークは、次の事項に対処することによって改善できる旨が示されている。

- ▶ 純損益計算書が財務業績に関する主要な源泉である以上、概念フレームワークでは、最低限、純損益に関する情報が有すべき基本的な性質を記述すべきである。
- ▶ 有用性のある純損益を算定するためには、測定基礎を、財政状態計算書の観点と純損益計算書の観点からそれぞれ適切に選択すべきである。測定基礎は、まず純損益計算書の観点から選択すべきであり、純損益に関する情報が本来的に持つべき基本的な性質を有すべきである旨を記載し、その前提として、純損益と測定の連携を図る必要がある。

ASBJペーパーに対しては、他の複数

のASAFメンバーから、考え方が興味深いとのコメントや、前述のEFRAGペーパーとの共通点が多いと考えられる旨のコメントがあった。一方で、測定基礎を選択する際には財務業績の観点と財政状態の観点を同等に考慮すべきであるという点や、財務業績のとらえ方の多様性を踏まえて、基本財務諸表プロジェクトでも財務業績のとらえ方を十分に検討する必要があるとするコメントも聞かれた。

事業の定義

(1) 背景

IASBと米国財務会計基準審議会(FASB)は、関連する会計基準(Topic805「企業結合」及びIFRS第3号「企業結合」)の適用後レビュー(PIR)で提起された問題に対応するため、事業の定義の修正を共同プロジェクトとして進めており、FASBの公開草案が2015年11月に、IASBの公開草案が2016年6月に公表されている。双方、既にコメント募集は締め切られている。

IASBとFASBは、何が事業とみなされるかについて、法域を超えた一貫した結果がもたらされるべきであると考えていたため、両者の公開草案は、ほぼ同一の定義やガイダンス、設例を含んでいる。一方で、文言レベルでは両者の間に相違がみられる。

(2) 議題の概要

IASBとFASBは、新たな事業の定義により、以下を含む従来の定義への変更を提案している。

- ① 選別テストを導入する。これは、取得された総資産のほぼすべてが単一の識別可能な資産、又は単一の識別可能な資産グループに集中している場合には、当該取得された総資産は事業ではないとみなすものである。

② 事業は、少なくともインプットと実質的なプロセスを含むものであると述べる。

③ 特定の場合には、事業の定義を満たすために、組織化された労働力の存在が決定的であることを述べる。

今回のASAF会議においては、まずFASBのスタッフより、FASBの公開草案に対して寄せられた37通のコメントレターにおける主要なコメントの内容と、それに対するFASBの検討状況が説明された。FASBは選別テストを決定的な要因とするか、指標とするか、反証可能な推定とするかを検討している。さらに、その他のいくつかの点についても、コメントの内容を踏まえて検討を実施すること、プロジェクトの第2フェーズとして非金融資産の認識の中止に係る損益について検討を進めていることが説明された。次に、IASBのスタッフより、IASBの公開草案とFASBの公開草案における文言の相違が説明された。

(3) 議論の状況

ASBJからは、主に以下の2点について発言した。

▶ 法域を超えて一貫した結果がもたらされるべきとするIASB及びFASBの方向性を強く支持する。

▶ IASBの公開草案とFASBの公開草案が文言レベルで一致していない点について、これにより同じ結果がもたらされない可能性があることを懸念している。可能な限り文言レベルで一致していることが望ましいと考えているが、それが達成されない場合でも、両者は同じ結果を意図していることを可能な限り明確に表明すべきであるとする。

複数のASAFメンバーからは、ASBJと同様に、IASB及びFASBの文言は一致することが望ましく、法域を超えて一貫した結果がもたらされるべきであるとする両者の方向性を強く支持する旨のコメントが聞かれた一方で、記載内容の網羅性や具体的な判断についてさらに明確化すべきであるとの意見も聞かれた。